

令和 7 年度八戸市子ども食堂支援事業費補助金申請のご案内

八戸市では、新たに子ども食堂を開始する団体等に対して、その開設に要する経費の一部を補助します。

1 子ども食堂って？

- ・こどもが一人でも行くことができ、無料又は低額な料金で、栄養バランスのとれた食事を提供している地域の居場所
- ・こどもだけでなく、あらゆる世代の誰でも一緒に過ごせる場所
- ・困ったことを相談できる場所



2 補助対象者

次の要件を全て満たしている法人、任意団体又は個人

- (1)市内に活動拠点を有していること。
- (2)営利活動を目的としたものでないこと。
- (3)1年以上継続して子ども食堂を運営する意思及び能力を有すると認められること。
- (4)補助対象事業において、明朗な会計・経理を実施・報告できること。
- (5)宗教活動、政治活動を行うものでないこと。
- (6)活動内容が公序良俗に反するものでないこと。
- (7)暴力団又は暴力団と密接な関係にあるものでないこと。
- (8)市税を滞納していないこと。



3 補助対象事業に係る実施の要件

子ども食堂を新たに開設するに当たって、次の要件を全て満たす子ども食堂の運営を実施すること。

- (1)市内で実施されること。
- (2)地域に住むこどもを広く対象とした運営がなされること。
- (3)主な対象者が、18 歳未満のこどもであること。
- (4)令和7年4月1日から令和8年3月 31 日までの間に6回以上かつ定期的に実施し、実施1回当たりのこどもの人数が5人以上であること。ただし、市が適当と認める場合はこの限りでない。
- (5)常駐できる運営上の責任者を配置すること。
- (6)食事の提供を行う際の衛生管理やこどもの食物アレルギーの有無等に十分配慮するとともに、本事業の開始前に八戸市保健所に相談し、衛生管理に関する必要な助言・指導を受けること。
- (7)事故発生時の対応のため保険に加入すること。
- (8)参加しているこどもの様子を見守り、必要に応じて相談支援機関の紹介や支援につなぐこと。

4 補助対象事業・補助金額

対象事業	補助金額
子ども食堂の新規開設に係る経費 (令和7年4月1日～令和8年3月31日に支払を完了したもの)	上限 100,000円(初年度限り)

※対象となる経費は、裏面をご覧ください。

※補助金の支払いは、確定払いを原則としますが、市が必要があると認めたときは、概算払いで対応することもできます。



裏面もあります

5 補助対象経費

項 目	内 容
備品購入費	1点1万円以上で、事業実施に当たって必要な備品及び物品の購入費用 ・調理に要する鍋やフライパン等の器具 ・冷蔵庫や電子レンジ、ポット等の家電類 ・机、椅子、棚等の什器類 ・その他備品又は物品として市が適当と認めるもの
消耗品費	食器、衛生品等1点1万円未満のものの購入費用 ・食器類(皿、コップ、箸、スプーン等) ・キッチン雑貨(ごみ袋、スポンジ、ラップ、ふきん等) ・衛生用品(三角巾、作業衣、エプロン、マスク、石けん、洗剤・消毒剤、使い捨て手袋等)
普及啓発費	ホームページ・チラシ等作成費、チラシ等郵送費、看板作成費等
保険料	利用者や運営スタッフ、ボランティア等の事業に係る怪我や賠償責任の補償を行う保険の保険料等
受講料	運営スタッフ、ボランティアの食品衛生責任者養成講習受講料等
その他の経費(※)	その他事業を実施する上で市が特に必要と認める経費

※その他の経費に該当するかどうかは、市が判断しますので、経費の支払い前に、必ず子育て支援課にご相談ください。

6 補助金申請方法

下記の必要書類を令和7年12月12日(金)までに提出してください。

※申請に必要な書類は、八戸市のホームページからダウンロードできます。

【必要書類】

- (1)八戸市子ども食堂支援事業費補助金交付申請書
- (2)事業計画書
- (3)事業収支予算書
- (4)団体の定款若しくは会則又はこれに代わるもの、及び役員等の名簿
※法人及び任意団体の場合のみ提出
- (5)開催案内及び活動内容等周知状況が分かる書類
※活動内容が記載されたホームページや SNS の写し、パンフレットなど

八戸市ホームページ



7 活動・実施報告

下記の必要書類を、事業完了日から30日以内、又は令和8年4月10日(金)のいずれか早い日までに提出してください。

- (1)八戸市子ども食堂支援事業費補助金事業完了等報告書
- (2)事業実績報告書
- (3)事業収支決算書
- (4)事業の実施状況が分かる書類(記録写真、作成したチラシ、パンフレットなど)
- (5)領収書等、活動の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し



8 申請・お問合せ先

八戸市こども健康部 子育て支援課 家庭支援グループ
〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号(八戸市庁別館2階)
電話 0178-43-9342
FAX 0178-43-2144
Eメールアドレス kosodate@city.hachinohe.aomori.jp

